

第84回がん対策推進協議会

令和4年10月27日

資料2

# 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICTを活用した遠隔教育の調査研究事業について



文部科学省

MEXT

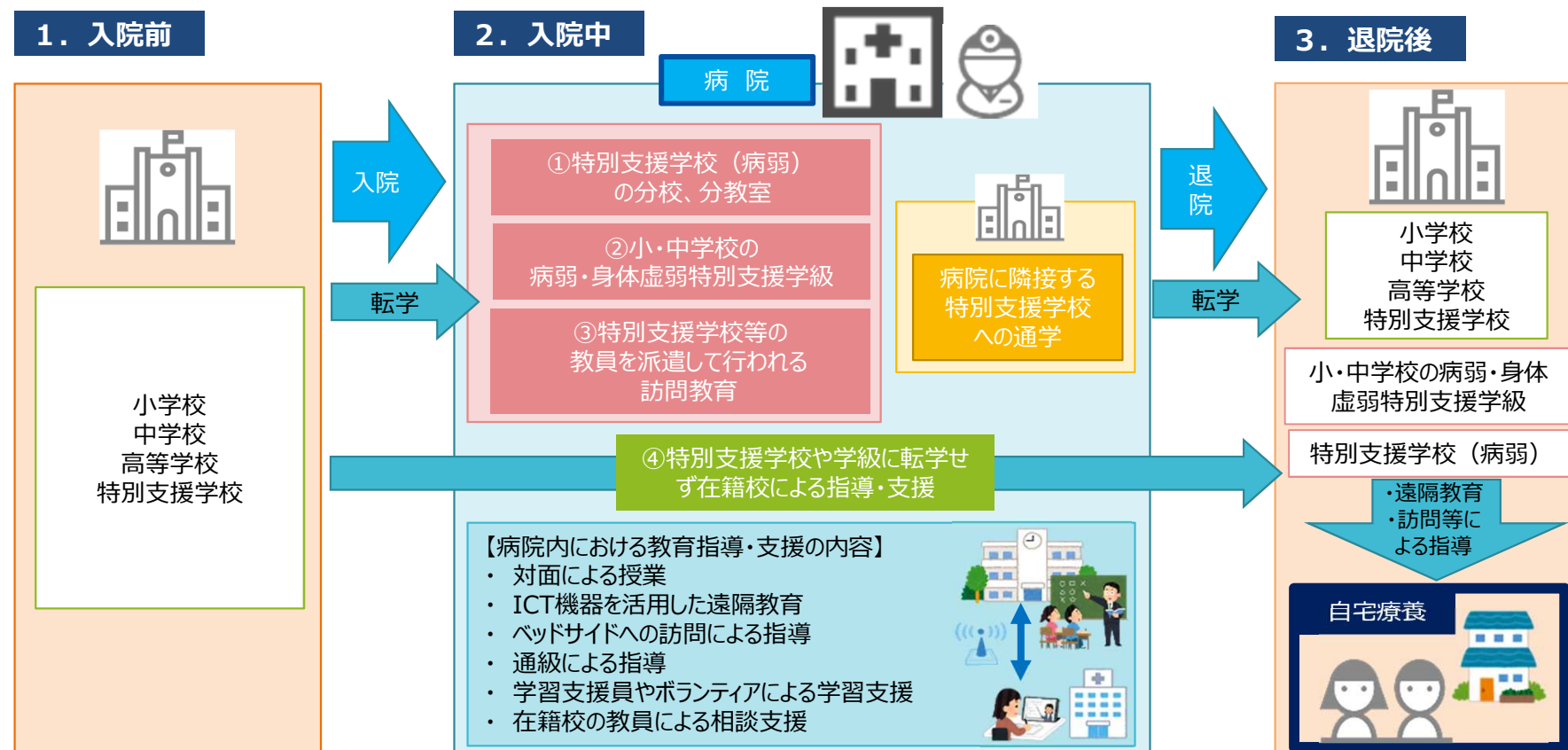
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局特別支援教育課

# 病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

## 概要

- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業やICT機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICT機器を活用した遠隔教育を受けることができる。



# がん患者等の教育支援に係る主な施策の経緯

平成6年12月	「病気療養児の教育について」 (旧:文部省初等中等教育局長通知)
平成19年4月	「学校教育法」における特別支援教育の位置づけ
平成24年6月	「第2期がん対策推進基本計画」閣議決定 小児がん拠点病院の指定
平成25年3月	「病気療養児に対する教育の充実について」 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知)
平成28～30年度	入院児童生徒等への教育保障体制整備事業(文部科学省)
平成30年3月	「第3期がん対策推進基本計画」閣議決定 ライフステージに応じたがん対策として教育支援の取組推進
令和元年～ 令和2年度	高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業(文部科学省)
令和3年度～	ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実(文部科学省)

# 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育

## ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

**背景** ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

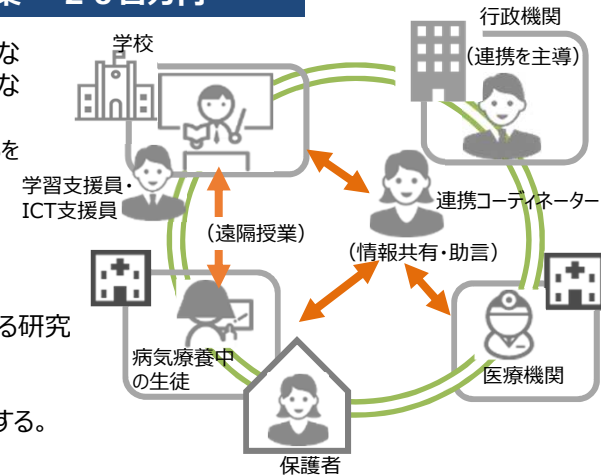
### 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 200万円

小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった、高等学校段階における病気療養中等の生徒（※）に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施。

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- ① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査（ICT機器の整備状況、通信環境等）
- ② 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究
- ③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究
- ④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究

**成果** 調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。



対象校種	高等学校、特別支援学校(高等部)	委託先	教育委員会	箇所数、単価、期間	5箇所、400万円/箇所、2年	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費（謝金、委員等旅費、消耗品費等）
------	------------------	-----	-------	-----------	-----------------	--------	-------------------------------

（委託先）北海道教育委員会、宮城県教育委員会、栃木県教育委員会、神奈川県教育委員会、長野県教育委員会、京都市教育委員会

# 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業の取り組み状況について（令和3・4年度）



## ● 中間成果報告会の実施（令和4年1月）

- 受託自治体の報告による取組や知見の共有、医療関係及び教育関係の有識者からの助言等を通じた次年度に向けた取組の改善
- 教育委員会のみならず学校・医療・福祉関係者に対し、高等学校段階における入院生徒に対する教育保障について理解を促す

## ● 令和3年度の成果報告書をHPに掲載（令和4年8月）

文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物

トップ > 教育 > 特別支援教育 > 特別支援教育について > 10. 実施事業 > (4) 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

### ● (4) 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

**要旨**

障害のある児童生徒等に対する学習上のICTの活用は、文字の拡大や音声読み上げ機能等の活用により、学習内容に対する理解が深まるなどの効果が期待できるほか、活を余儀なくされているため通学できないなどの状況にある児童生徒に対する学びの保障につながることも期待される。GIGAスクール構想の実現により1人1台端末が整備された、テレワーク在宅勤務など、働き方も大きく変化しており、障害のある生徒等に対して、新しい働き方を踏まえた進路選択を想定した指導や支援が求められている。

**事業内容**

小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や進学支援がなされてこなかった、高等学校段階における病気療養中等の生徒（※）に対する、ICT（※）長期入院又は退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のための通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

（事業内容）

- 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究
- 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究
- 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究 など

・高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業（PDF:434KB）

・高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 中間成果報告会

・高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果報告書

お問い合わせ先  
初等中等教育局特別支援教育課

中間報告会資料

文部科学省HP:  
R3年度実施事業

文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会

トップ > 教育 > 特別支援教育 > 特別支援教育について > 15. 実施事業 > 特別支援教育（令和2年度実施事業） > (4) 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠

### ● 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果

**【北海道】**

- 成果報告書 (PDF:375KB)
- 資料1 事業概要図 (PDF:296KB)
- 資料2 リーフレット(事業開始) (PDF:374KB)
- 資料3 成果報告書概要版 (PDF:334KB)

**【宮城県】**

- 成果報告書 (PDF:1023KB)
- 資料1 事業概要図 (PDF:1.1MB)
- 資料2 成果報告書概要版 (PDF:1.9MB)
- 資料3 入院している高校生への学習支援リーフレット (PDF:2.5MB)

**【新潟県】**

- 成果報告書 (PDF:394KB)
- 資料1 事業概要図 (PDF:296KB)
- 資料2 成果報告書概要版 (PDF:598KB)
- 資料3 実態調査結果 (PDF:107KB)

**【神奈川県】**

- 成果報告書 (PDF:368KB)
- 資料1 事業概要図 (PDF:189KB)
- 資料2 成果報告書概要版 (PDF:277KB)

**【長野県】**

- 成果報告書 (PDF:572KB)
- 資料1 事業概要図 (PDF:219KB)
- 資料2 成果報告書概要版 (PDF:332KB)

成果報告書  
やリーフレットを  
掲載

文部科学省HP:  
R3年度成果報告書

# 北海道教育委員会成果報告

## 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

### 趣旨

高等学校段階における入院生徒（以下、「入院生徒」という。）に対する教育の機会を確保するため、ICT機器や特別支援学校のセンター的機能を活用して、本道の状況に応じた教育保障体制の整備に努める。

### 目的

- (1) ICT機器を活用した授業の実施等により、入院生徒に対する、入院から自宅療養、復学までの単認定等を含めた切れ目のない教育保障体制の整備を図る。
- (2) 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした在籍高等学校への助言及び入院生徒への教育相談実施体制の整備を図る。

### 「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制検討会議」

#### 【目的】

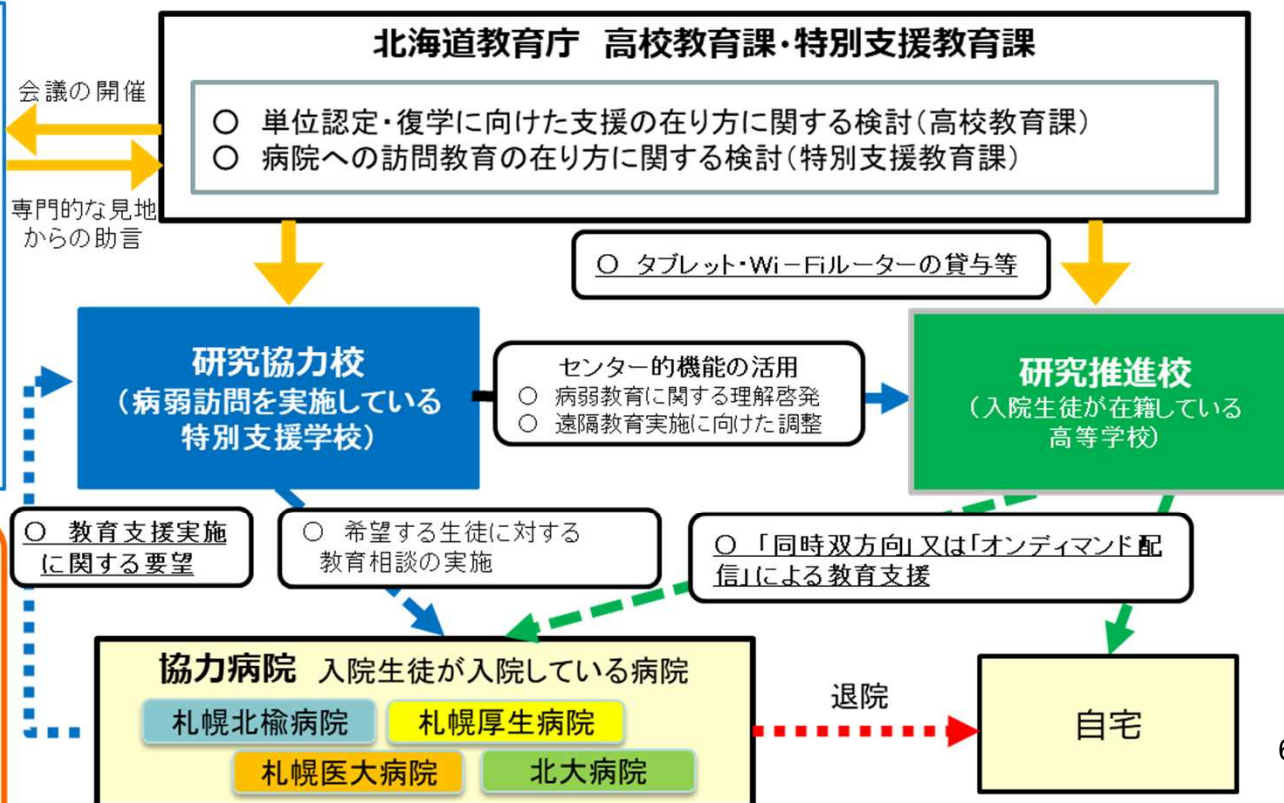
本道の高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制の在り方及び本事業の効果的な推進について検討

#### 【構成員】

有識者（大学教員等）
関係団体（難病連、当事者・保護者団体等）
医療機関（協力病院医師等）
高等学校等
特別支援学校
道保健福祉部
道教委

### 普及

- 入院生徒に対する教育保障に関する専用ウェブページの開設
- 取組事例や研究成果をまとめたリーフレットの配布
- 入院生徒に対する教育保障に関するシンポジウムの開催



令和3年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果報告書（概要版）」  
北海道教育委員会

1 背景・目的

- 高等学校における、入院、自宅療養時等の単位認定、復学の在り方の検討及び構築
- 遠隔機器を利用した同時双方向型、オンデマンド型の授業配信を活用した、入院生徒等に対する、入院から自宅療養、復学までの切れ目のない教育保障体制の整備
- 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした在籍高校への助言及び入院生徒等への教育相談実施体制の整備

2 事業の内容及び成果

ICTを活用した遠隔教育（同時双方向型・オンデマンド型）

入院生徒及び在籍高校の双方にタブレット端末や、モバイルWi-Fiルーター等を貸与して、授業を遠隔配信したり、授業を録画して、入院生徒が、体調のよいときに視聴して学習できるよう、支援を行いました。



教員から入院生徒への授業配信の様子

◆推進校における教育保障の実施内容及び成果等

主な教育保障の実施内容	生徒の取組	主な成果等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Google Meetを活用した同時双方向型の授業</li> <li>・ Googleドライブを活用したオンデマンド学習</li> <li>・ 学習課題の配付</li> <li>・ 学習日誌の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在籍クラスの時間割に合わせて同時双方向で遠隔授業を受講</li> <li>・ 治療内容や体調不良により遠隔授業に欠席する場合は録画した授業を、学習内容の定着を図るためのオンデマンド教材として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業により、休学や転学以外の選択肢が増え、入院生徒のモチベーションが向上</li> <li>・ オンライン学習における授業方法や機器の対応等について全教員で共通理解を図ったことで、ICTに関するスキルが向上</li> </ul>

◆本事業を活用した生徒の声

- ・ クラスの学習の進捗を把握して、体力と相談しながら、自分のペースで学ぶことができたのでよかったです。
- ・ 入院中、同級生とオンラインでコミュニケーションを取れたことが、問病、学習、進級に取り組むための、モチベーションの向上につながりました。
- ・ 本事業について知る機会を得たことや、学校や病院など周りの方が理解をしてサポートしてくれたおかげで、治療をしながらも学習することができました。学習課題に取り組み、同級生と一緒に卒業することが、思返したと思っています。ありがとうございました。



教室と入院生徒を結ぶ授業配信の様子

事業周知リーフレット（高校、市町村教育委員会等に配布）

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

～入院・自宅療養中の高校生の学びを支援します～

入院生徒への支援

北海道教育委員会では、令和2年度から文部科学省の委託を受け、入院・自宅療養中の高校生に対する教育保障に取り組んでいます。

①同時双方向型オンライン授業

タブレット等を使用して、学校の授業がリアルタイムに配信され、授業へ参加することができます。

②オンデマンド（録画）教材による学習支援

授業の録画や学校が用意した動画教材等を視聴して、自分のペースで学習に取り組むことができます。

③特別支援学校教諭による教育相談

希望者は、病弱教育の専門スキルを持った特別支援学校教諭による教育相談を受けることができます。



- 留意事項**
- ・ 平成27年の学校教育法施行規則の改正により、高等学校において、インターネット等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業が実施できるようになりました。
  - ・ インターネット等のメディアを利用して行う授業では、教科・科目に応じて一定時間数の対面授業を受ける必要があります。
  - ・ オンデマンド（録画）型授業による学習を、授業の出席と扱うためには、高校が文部科学大臣の指定を受ける必要があります。
  - ・ 本事業は、単位の認定や進級、卒業を保障するものではありません。

【問い合わせ先】 北海道教育庁 高校教育課 高校教育指導係

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
TEL 011-204-5764 FAX 011-232-1108  
E-Mail kyoiku.kokyo1@pref.hokkaido.lg.jp  
URL <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/nyuinseito.htm>

# 宮城県教育委員会成果報告

## 令和3年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 宮城県教育委員会

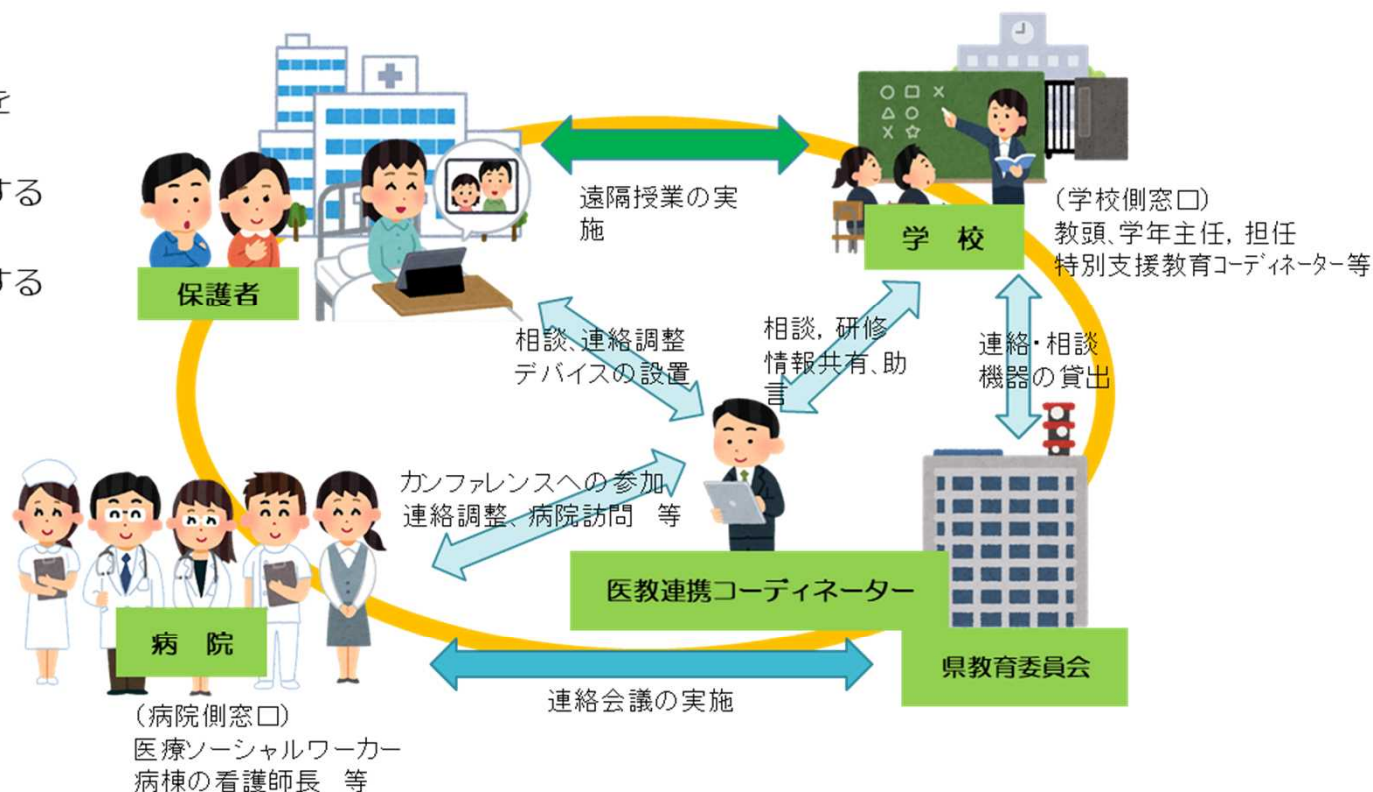
病気療養中等の生徒が治療を受けながら学業を継続できるよう、入院中や退院後の自宅療養中における教育支援の環境を整備にし、学校、医療機関及び教育委員会の関係機関が連携して、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等を始め、教育の保障の在り方について調査研究を実施。

### (調査研究の内容)

- 医教連携コーディネーターを活用した病院と学校の連携
- 同時双方向型遠隔授業に関する環境整備
- 同時双方向型遠隔授業に関するデバイス整備と活用
- 実態調査及び事業の周知
- 学校等への理解啓発

### (学習支援の実施)

- Google Workspace for Education (Classroom) の活用
- テレプレゼンスロボット (Kubi) の活用



宮城県では、入院中の高校生に対する教育機会を継続的に保障するため、医療機関と教育機関をつなぎ、連携をコーディネートする「医教連携コーディネーター」を配置。生徒が入院している病院と学校の連携、ICTを活用した学習支援を実施するための環境整備及び支援の実践を積み重ねるとともに、支援の重要性について高等学校及び病院関係者に理解啓発を図る。



令和3年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業  
宮城県教育委員会

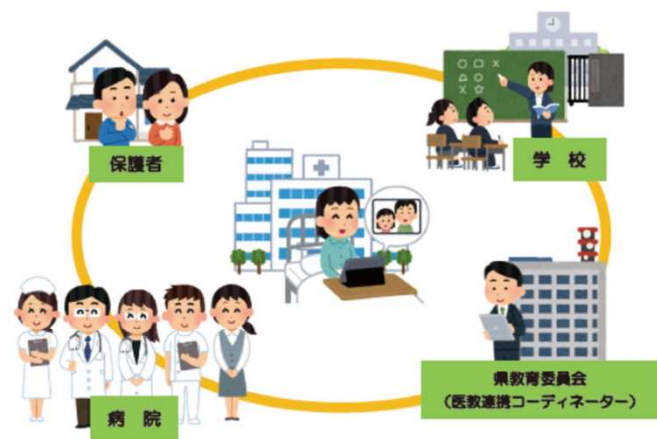
入院生徒に対する教育機会を継続的に保障していくため、医療機関と教育機関をつなぎ、連携をコーディネートする役割が必要であることから、本県では医教連携コーディネーターを配置して2年目となる。医教連携コーディネーターは、対象生徒の入院している病院と学校の連携、ICTを活用した学習支援を実施するための環境整備及び支援の実践を積み重ねるとともに、支援の重要性について高等学校及び病院関係者に理解啓発を図る。



# 「入院している高校生に対する学習支援」リーフレット（病院、高校、特別支援学校に配布）

## 入院している高校生への学習支援

～入院・自宅療養中の高校生の学びをサポートします～



高校生の中には、長期間入院する生徒や病状に応じて短期入院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療や生活規制のため、自宅療養が必要な生徒もいます。宮城県教育委員会では、病気療養中等の生徒に対して、医療機関と連携しながら在籍校と相談のうえ、カンファレンスの実施や、ICTを活用した遠隔授業を行うなど、それぞれの状況に応じた学習機会の確保や復学に向けた支援を行っています。

宮城県教育委員会

### 病気で入院している高校生の状況



病気で入院している高校生は、自分の病気や体調、治療等についての不安から、心理的に不安定になることがあります。入院が長期にわたる場合、「学校を離れることで学習が遅れるのではないか」、「自分の存在を忘れてしまおうのではないか」、「休学や退学をしなければならぬのではないか」などの様々な不安を抱えることもあります。そのような高校生にとって、入院中や自宅療養中であっても、学校とつながりを持ち、学習を継続できることが、大きな意味を持つこととなります。

### 入院している高校生への学習支援

入院やその後の自宅療養のため、学校で授業を受けることができない高校生に対して、必要な学習を途切れなく受けることができるよう、学校と病院、教育委員会が連携を図りながら、ICT等を活用して学習支援を行います。

#### 〇同時双方向型遠隔授業

ICTを利用して、学校の授業がリアルタイムに配信され、病室から授業に参加することができます。教室で授業を受けているクラスメイトとのやり取りも可能となります。



高校においては、入院している生徒の健康面や安全学習支援を検討し、実施します。

入院している生徒は、同時双方向型遠隔授業等の学交流したり、教室の様子を見ながら授業を受けたりすることのつながりを感じ、治療にも意欲的に立ち向かうことができます。

※同時双方向型の配信授業を視聴し参加することによって、出席簿を提出し、同時双方向型遠隔授業による学習を出席として扱った期間の対面による授業を受けることが必要となります。

※入院中や療養中の治療の状況により、同時双方向型遠隔授業の場で指導したり、プリントによる学習課題を提供したりするなどの対応を行います。

### 同時双方向型遠隔授業の様子

ICT（タブレット端末やインターネット、テレプレゼンスロボット等）を活用した支援を行います。

タブレット端末等を使用して、リアルタイムで学校の授業を受けたり、先生から課題を受け取ったりして学習に取組んでいます。



東北大学病院では、病室で学習するための「AYAスペース」があり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、先生から課題を受け取ったりして学習に取組んでいます。



教室側にテレプレゼンスロボット（KUKA）を設置して、病室から遠隔授業、教室の状況を確認することができます。

### 学習支援が行われた事例から

#### 【入院中に学習支援を経験したAさんから、現在入院している高校生へのメッセージ】

「勉強とかその他のことで焦ったり悩んだりするかもしれないけどあきらめないこと！最後までやってみようって気持ちで頑張る。でも『あー自分は〇〇だからできない〇〇だから仕方ない』とかじゃなくて、『〇〇だけやってみよう。挑戦する権利はある』っていう前向きな気持ちでいくこと。みんなより不利な分、気持ちで勝てばいい。ただ必死にがんばらなければ、選ばれるチャンスがなくなってから。何でも、諦めず、最後まで、必死にがんばってください！」

#### 【入院していた高校生Bさんに寄り添う医療ソーシャルワーカーから】

「やっと（自分の思慮所に）戻ることができます。」Bさんは、高校入学と同時に入院したため、校舎に入ることもできず、入学式や学校開きにも参加できませんでした。同じようなこれまでのケースでは、「学校に行くのが不安だ」という生徒がほとんどでした。学習支援という「勉強」にフォーカスされがちですが、この事例は「安心して学校に戻る・通うことができる」ためには、オンラインによる友達とのつながりや、おしゃべりなどが非常に重要であることを物語っています。学級担任の先生はじめ、友達のおたまたまの言葉がけや気遣いが、Bさんのつらい治療や孤独な学習のモチベーションになっていました。

### 同時双方向型遠隔授業に関する制度について

- 〇 入院している高校生に対する教育保障は、全国的に課題とされており、平成25年度に実施された文部科学省の調査では、長期入院をした高校生の約70%が入院中に学習支援を受けることができていないことが分かっています。
- 〇 そのような状況に対して、教育支援を受けることができ、進級・単位認定ができるよう、制度の見直しが行われ、要件緩和等が進んでいます。
- 平成27年（学校教育法施行規則改正）  
遠隔教育の制度化（メディアを活用した同時双方向型遠隔授業が正規の授業に。）
- 令和元年（文部科学省通知）  
受給者の教員の配置要件の緩和（病室等への当該高等学校の教員の配置は必ずしも要しない。）
- 令和2年（学校教育法施行規則改正）  
標準単位数等の上限（36単位）の算定を緩和



# ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和5年度要求・要望額 144百万円

(前年度予算額) 128百万円

文部科学省

## 背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

## 事業内容

### 1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

105百万円(83百万円)

○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先:教育委員会、大学、民間団体
- ・委託期間:2年間(2年目)
- ・件数・単価:5箇所×21百万円

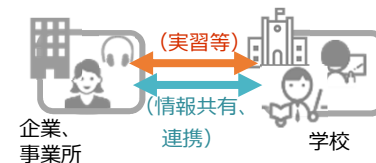


### 2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

9百万円(新規)

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- ・委託先:都道府県教育委員会
- ・委託期間:2年間(1年目)
- ・件数・単価:3箇所×3百万円



### 3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

26百万円(新規)

○病気療養中等の児童生徒(※)に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

- ・委託先:教育委員会、民間事業者
- ・委託期間:2年間(1年目)
- ・件数・単価:10箇所×2百万円
- ・研究費:600万円



#### アウトプット(活動目標)

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

#### アウトカム(成果目標)

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ・ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施増)

#### インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

# 參考資料

# 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化 **【全ての高等学校・特別支援学校高等部】**  
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ
- ② オンデマンド型教育の特例の創設 **【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】**  
文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入 **【特別支援学校高等部のみ】**  
療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

## ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった

- 74単位のうち、36単位を上限(制定当初)  
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- ※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限(制定当初)
- 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員  
※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施

## ② オンデマンド型教育の特例の創設



- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、36単位を上限(制定当初)として単位認定を行うことが可能
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ  
※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

## ③ 訪問教育における遠隔教育の導入

- 修了要件のうち、1/2未満までを上限(制定当初)  
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



※同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式  
※オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

(27年告示第92号)

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

(学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項)

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

(27年施行通知)

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

(27年施行通知)

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。**ただし、以下の点に留意すること。

◆当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**

◆**配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。